宮若市告示第　　　号

宮若市原油価格等高騰対策支援金（第２弾）交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻の影響による原油価格・物価高騰により特に大きな影響を受けた市内の運送事業者、運送事業者等以外の中小企業者及び販売農家を支援するため、予算の範囲内において宮若市原油価格等高騰対策支援金（第２弾）（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　貨物自動車運送事業者　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第１項に規定する貨物自動車運送事業を行う者であって、次に掲げるもの

　　ア　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者又は同法第２条第５項に規定する小規模企業者

　　イ　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４２条の３の２に規定される法人税率の特例の適用を受けた事業者

　(2)　一般貸切旅客自動車運送事業者　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者であって、次に掲げるもの

　　ア　中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者又は同法第２条第５項に規定する小規模企業者

　　イ　租税特別措置法第４２条の３の２に規定される法人税率の特例の適用を受けた事業者

　(3)　一般乗用旅客自動車運送事業者　道路運送法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者であって、次に掲げるもの

　　ア　中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者又は同法第２条第５項に規定する小規模企業者

　　イ　租税特別措置法第４２条の３の２に規定される法人税率の特例の適用を受けた事業者

　(4)　路線バス事業者　道路運送法第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者であって、次に掲げるもの（コミュニティバスの運行事業者を除く。）

　　ア　中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者又は同法第２条第５項に規定する小規模企業者

　　イ　租税特別措置法第４２条の３の２に規定される法人税率の特例の適用を受けた事業者

　(5)　運送事業者等以外の中小企業者　同条第１号から４号までに規定する事業者及び農林漁業を営む個人及び法人を除く、次に掲げる者。ただし、医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人については、別表１に掲げる要件を全て満たす者とする。

　　ア　中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者又は同法第２条第５項に規定する小規模企業者

　　イ　租税特別措置法第４２条の３の２に規定される法人税率の特例の適用を受けた事業者

　　ウ　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３９条に規定する医療法人

　　エ　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人

　　オ　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人

　(6)　販売農家　経営耕地面積が３０アール以上又は農産物販売額が年間５０万円以上の農家

　（支援金の対象者）

第３条　支援金の対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

　(1)　令和４年１月１日及び申請日時点において、次のいずれかに該当する

　　者

　　ア　市内に本社又は主たる営業所等を有する貨物自動車運送事業者

　　イ　市内に本社又は主たる営業所等を有する一般貸切旅客自動車運送事業者

　　ウ　市内に本社又は主たる営業所等を有する一般乗用旅客自動車運送事業者

　　エ　市域内を運行し、かつ、市域内で乗降ができるバス路線を有する路線バス事業者

　　オ　市内に本社又は主たる営業所等を有する、運送事業者等以外の中小企業者

　　カ　市内の園芸用施設で加温設備を用いて野菜、花卉等の農産物を栽培する販売農家又は市内において畜産を行う販売農家

　(2)　新型コロナウイルス感染症又はウクライナ侵攻の影響により、令和４年１月から９月までの間における任意の１箇月（以下「対象月」という。）の事業に要した燃料費、電気代又はガス代のいずれかが、令和３年の同月と比較して１０％以上増加していること。

　(3)　令和４年１月１日及び支援金の申請日時点において市内で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。ただし、路線バス事業者にあっては、令和４年１月１日及び申請日時点において事業を行っており、かつ、今後も市域内の路線の運行を継続する意思があること。

　(4)　市税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。）に滞納のない者

（不交付要件）

第４条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しない。

　(1)　申請日時点において、既に宮若市原油価格等高騰対策支援金の申請又は受給をしている者

　(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う事業者

　(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

　(4)　公的機関及び政治・経済・教育・文化・労働・宗教等の各種団体

　(5)　前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨に照らして交付することが適当でないと市長が認める者

　（支援金の額等）

第５条　支援金の給付額は、別表２のとおりとする。

（交付申請）

第６条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、宮若市原油価格等高騰対策支援金交付要綱（令和４年宮若市告示第２０８号）に基づく支援金の交付を受けた者にあっては、当該支援金の交付申請の際に提出した宮若市原油価格等高騰対策支援金交付申請書兼請求書の写しを、宮若市原油価格等高騰対策支援金（第２弾）交付申請書兼請求書（２回目申請分）（様式第１号）に添付して提出しなければならない。

２　申請者のうち、前項の者以外の者にあっては、宮若市原油価格等高騰対策支援金（第２弾）交付申請書兼請求書（１回目申請分）（様式第２号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(1)　誓約・同意書（様式第３号）

(2)　直近の年間事業活動が確認できる次の書類

　　ア　法人にあっては、直近の事業年度の法人税確定申告書別表１の写しと法人事業概況説明書の写し（税務署に提出したものの写しに限る。）

　　イ　個人事業者にあっては、令和３年分の確定申告書Ｂ第一表の写しと所得税青色申告決算書の写し（税務署に提出したものの写しに限る。）ただし、白色申告者については、確定申告書Ｂ第一表の写し（税務署に提出したものの写しに限る。）。

(3)　市内で事業を運営し、本社又は主たる営業所等を有することが確認できる書類の写し

(4)　支援金額の算定に必要な書類の写し

(5)　通帳等の振込口座に関する事項が確認できる書類の写し

(6)　代表者の本人確認書類の写し（個人事業者に限る。）

(7)　申請者の履歴事項全部証明書の写し（法人に限る。）

(8)　役員名簿（様式第４号）（法人に限る。）

(9)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　支援金の申請受付期間は、この告示の公布の日から令和５年３月１５日までとする。

（添付書類の特例）

第７条　前条第２項第２号及び第４号の書類について、合理的な事由により提出できないものとして市長が認める法人は、市長が別に定める書類又は当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することができる。

２　前条第２項第２号及び第４号の書類について、確定申告の義務がない、その他合理的な事由により提出できないものとして市長が認める個人事業者は、住民税の申告書類で代替することができる。

３　前２項に定めるものを除くほか、前条に規定する書類について、正当な事由により提出できない場合は、市長が認める証拠書類等を提出することで代替することができる。

（交付決定）

第８条　市長は、第６条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、宮若市原油価格等高騰対策支援金（第２弾）交付決定通知書（様式第５号）により、交付しないことを決定したときは、宮若市原油価格等高騰対策支援金（第２弾）不交付決定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第９条　市長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、既に給付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。

(2)　その他市長が支援金の交付を不適当と認めたとき。

（関係書類の保存等）

第１０条　交付決定者は、支援金の申請に係る帳簿及び証拠書類等を、交付決定日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

２　交付決定者は、市長の求めに応じて、前項の規定により保存している関係書類を速やかに提出しなければならない。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。

　（経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、第６条第３項に規定する支援金の申請受付期間になされた交付の申請に係る支援金の取り扱いについては、なお従前の例による。

別表1（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請区分 | 要件 |
| 運送事業者等以外の中小企業者（医療法人、社会福祉法人） | ・常時使用する従業員の数が１００人以下であること。 |
| 運送事業者等以外の中小企業者（特定非営利活動法人） | ・法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第５条に規定する事業を行っていること。・常時使用する従業員の数が３００人以下であること。 |

別表２（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請区分 | 給付額 |
| 貨物自動車運送事業者 | 市域内で保有するトラック１台につき１０万円軽トラック１台につき５万円※対象車両の台数が２５台未満の場合１事業者当たり上限５０万円※対象車両の台数が２５台以上５０台未満の場合１事業者当たり上限８０万円※対象車両の台数が５０台以上の場合１事業者当たり上限１００万円 |
| 一般貸切旅客自動車運送事業者 | 市域内で保有する貸切バス１台につき１０万円※１事業者当たり上限５０万円 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業者 | 市域内で保有するタクシー車両１台につき５万円※１事業者当たり上限５０万円 |
| 路線バス事業者 | 令和３年度の市域内に係る運行経費の１０％※１事業者当たり上限２００万円ただし、支援金予算に残額がある場合は１事業者当たり上限５００万円 |
| 運送事業者等以外の中小企業者 | 市域内の事業所の「対象月」における燃料費、電気代又はガス代のうち、前年同月比が１０％以上増加したものについて、前年同月差額を合計し１２倍した額※１事業者当たり上限　個人１０万円法人１５万円 |
| 販売農家 | 市域内の事業所等の「対象月」における燃料費、電気代又はガス代のうち、前年同月比が１０％以上増加したものについて、前年同月差額を合計し１２倍した額※１事業者当たり上限　個人１０万円法人１５万円 |

* 申請は、１事業者につき１回に限る。申請区分が重複する事業者は、いずれか１つを選択すること。